

議案第36号

鹿児島県職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の特務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第20号から第24号までを次のように改める。

(20)から(24)まで 削除

第4条第1項第1号中「第5号」を「第6号」に、「第4号」を「第5号」に改め、同項第2号中「限る」の次に「。次号において単に「家畜伝染病」という」を加え、同項第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員が、家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事したとき。

第4条第2項ただし書中「同項第5号」を「同項第6号」に改める。

第14条第2項中「250円」を「300円」に改める。

第22条から第26条までを次のように改める。

第22条から第26条まで 削除

第44条第2項中「300円」を「350円」に改める。

附 則

- 1 この条例中第2条、第4条及び第22条から第26条までの改正規定並びに次項の規定は公布の日から、その他の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県職員の特務手当に関する条例第4条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(提案理由)

本県職員の特務手当の見直し等に伴い、所要の改正をしようとするものである。